

茨木市中小企業振興資金融資制度要綱

茨木市中小企業振興資金融資制度要綱（昭和41年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、大阪府中小企業融資制度要綱（第13、第14及び第15において「府要綱」という。）第6条及び小規模企業サポート資金取扱要領（第13及び第14において「府要領」という。）第1条に基づき、茨木市が大阪府と連携して行う資金融資のあつせんについて必要な事項を定めるものとする。

（融資対象）

第2 融資の対象となるものは、市内に事業所を有し、かつ、同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定する小規模企業者（第3において「小規模企業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資の対象としない。

- (1) 許認可等を要する事業を営む者で、その許認可等を受けていないもの（申請中であって、許認可等を受けることが確実な場合を除く。）
- (2) 金融機関と取引停止中の者
- (3) 振出しに係る手形又は小切手が第1回不渡りとなった後6月を経過していない者
- (4) 大阪信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び他の信用保証協会が行った代位弁済に係る債務の履行を完了していない者
- (5) 保証協会で他の融資の保証を受けている者
- (6) 融資対象設備を茨木市外に設置する者
- (7) その他市長が不適当と認める者

（融資限度額）

第3 同一の小規模企業者に対する融資限度額は、12,500,000円とする。

（融資期間及び返済方法）

第4 融資を行う期間は、6,000,000円以内の融資については5年以内、6,000,000円を超える融資については7年以内とする。

- 2 返済方法は、毎月元金均等分割返済の方法とする。
- 3 市長は、返済に当たり6月以内の据置期間を設けることができる。

（融資利率）

第5 融資利率は、次の各号に掲げる融資期間の区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

- (1) 5年以内 0.9パーセント
 - (2) 5年を超える7年以内 1.0パーセント
- (担保)

第6 融資は、無担保で行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、資金の融資を受けようとする者は、保証協会の定める不動産又は有価証券等を担保として提供するものとする。

(融資の申込)

第7 資金の融資を受けようとする者は、大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(融資の決定等)

第8 市長は、第7の規定による融資の申込みがあったときは、融資申込書、添付書類その他必要な事項を確認の上、速やかに保証協会に申込書等を送付するものとする。

2 取扱金融機関は、保証協会と協議の上、融資の決定を行うものとする。

(信用保証)

第9 融資は、保証協会の信用保証を必要とする。

(信用保証料)

第10 融資の申込者は、融資の決定を受けたときは、保証協会において定める料率の信用保証料を、保証協会に支払わなければならない。

(融資制限)

第11 市長は、融資の総額が一定に達したときは、融資のあっせんを中止することができる。

(調査)

第12 市と保証協会は、融資の対象となる事業の内容について、調査するものとする。

(融資申込者及び連帯保証人の順守事項等)

第13 融資申込者及び連帯保証人は、この要綱、府要綱、府要領並びに保証協会及び取扱金融機関と締結する融資に関する約定を順守するとともに、市と保証協会が実施する調査に協力しなければならない。

(金融機関の協力事項等)

第14 取扱金融機関は、次の各号に定めるもののほか、この要綱、府要綱、府要領並びに融資申込者及び連帯保証人並びに保証協会と締結する融資に関する約定を順守するものとする。

- (1) 融資に当たっては、拘束性預金を徴しないこと。

(2) 融資金額及び償還金額について毎月集計し、その翌月15日までに融資貸付実績報告書により市長に報告すること。

(返済猶予措置)

第15 融資の決定を受けた者は、経済環境の変化又は不測の事態により、融資の返済が困難になったときは、府要綱第16条の規定に基づき、返済猶予措置を求めることができる。この場合において、市長は、取扱金融機関及び保証協会に、その旨を通知するものとする。

(不正に関する通知等)

第16 市長は、融資の申込者及び融資を受けた者が、偽りその他不正な手段により融資を受けようとし、又は受けたことを知ったときは、取扱金融機関及び保証協会に、その旨を通知するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による通知があったときは、融資の決定をせず、又は融資の決定を取り消し、融資を行っている場合にあっては融資金額の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年10月29日から実施し、同年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施日の前にこの要綱による改正前の茨木市中小企業振興資金融資要綱第9の規定により融資あっせんの決定を受け、資金の融資を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月4日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の日前に保証協会による信用保証の承諾を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。